

# 答 申 書

平成30年2月2日

恵庭市廃棄物減量等推進審議会



平成 30 年 2 月 2 日

恵庭市長 原 田 裕 様

恵庭市廃棄物減量等推進審議会  
会長 村 井 公 裕

ごみ焼却施設稼働に伴う分別収集・料金体系の見直しについて（答申）

平成 29 年 5 月 31 日付けで諮問のありましたごみ焼却施設稼働に伴う分別収集・料金体系の考え方について、検討部会を設置し 7 回に渡る審議を行った結果、下記のとおり答申します。

#### 記

恵庭市では、可燃ごみの適正処理及びごみの減量を目的とした焼却施設の整備を進めており、平成 32 年度に稼働を予定していることから、焼却処理開始に伴うごみの分別及び収集方法、更には料金体系について見直しが必要となりました。

このような中、本審議会に対して、ごみ焼却施設稼働に伴う分別収集及び料金体系の考え方について恵庭市長より諮問を受けました。

本審議会では、この諮問を受け、分別・収集・料金体系等検討部会を設置し、具体的な課題や条件を整理するとともに、専門的知見並びに住民視点等を踏まえ、分別、収集、料金体系の 3 項目について慎重に審議を重ね、審議会の考え方をまとめましたので、次のとおり答申します。



## 1 ごみの分別については、次のことを検討すること

- (1) 燃やせるごみ・燃やせないごみの区分については、焼却処理の開始に伴い適切に見直すとともに、市民への周知を徹底すること。
- (2) 粗大ごみについては、現行どおり燃やせる・燃やせないの区分なく収集すること。
- (3) 資源物のうち、びん・缶・ペットボトルについては、細分別した収集を検討すること。
- (4) 燃やせないごみの袋を使用するのは、燃やせないごみ（割れ物・刃物類含む）とキケンごみ（火が出る恐れのあるもの）の2区分とし、キケンごみの割れ物・刃物類の区分は撤廃すること。
- (5) 事業系ごみについては、混合素材の品目についても分別の徹底を原則とすること。

- (1) ごみ焼却施設稼働に伴い、現在燃やせないごみとされている「プラスチック製品」「汚れたプラスチック容器包装」「皮革類・ゴム類」「衣類・布類」は計画どおり燃やせるごみに区分を変更することが適切であると考えます。

しかし、プラスチック部分と金属部分が混合している水筒のようなものや、木製部分と鉄製部分が混合している園芸用シャベルなど、いわゆる混合素材の品目については市民の利便性を優先し、全て燃やせないごみとして取り扱い、市民に分別の負担を求めないことが妥当と考えます。

とはいえ、最終処分場延命化の観点から、直接埋立となる燃やせる部分の

減量策は必要であります。後述するごみの種類毎の料金体系とすることで、主要部分が燃やせないごみとなるものであっても、燃やせる部分を分離できる市民は自主的に分別を行う効果が得られると考えます。

また、分別の変更にあたっては、市民への十分なお知らせを行うとともに、新分別への移行期間を設けるなど、市民の理解と協力を得られるよう努めることが必要です。

(2) 粗大ごみについては、各家庭において燃やせる粗大ごみと燃やせない粗大ごみに分別することが困難であることから、現行どおり区分なく収集することが妥当と考えられますが、燃やせる部分は可能な限り焼却すべきであり、収集時の分別や収集後の処理などについて検討を進める必要があると考えます。

また、粗大ごみの中には修繕を要しなくとも再利用可能な品目が含まれていることから、収集後の処理におけるリユースなどについても検討が必要と考えます。

(3) ごみ焼却施設稼働後も引き続きリサイクルを促進するため、資源物の品目は現状を維持することが妥当と考えます。

しかし、びん・缶・ペットボトルを一まとめに収集し、その後を選別作業を行っている現状には課題があり、後述する資源物の収集から売払いまでの一括民間委託を念頭に、びん・缶・ペットボトルの細分別について市民に協力を求める必要があると考えます。

(4) ごみ焼却施設稼働に伴い、燃やせないごみの品目や排出量の減少が確実

である中、「燃やせないごみ」、「割れ物・刃物類のキケンごみ」、「火が出る恐れのあるキケンごみ」の3区分を継続することは、新たなサイズのごみ袋製造が必要となることなどから一元化等の見直しが必要と考えます。

しかし、火が出る恐れのあるキケンごみは、車両火災防止のために収集車両の側面に積載していることから別区分を継続する必要があり、燃やせないごみと割れ物・刃物類のキケンごみのみを一元化することで、燃やせないごみ（割れ物・刃物類含む）とキケンごみ（火が出る恐れのあるもの）の2区分にすることが妥当と考えます。

(5) 事業ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の規定に則り、混合素材のごみも自らの責任において燃やせるごみ・燃やせないごみへ適正に分別することが原則であり、適正分別のためには、ごみ焼却施設で受入する燃やせるごみ、最終処分場で受入する燃やせないごみの区分を明確化した分かりやすい資料の作成などが必要になると考えます。

## 2 ごみの収集については次のことについて検討すること

- (1) ステーション方式への変更は行わず、現行どおりの戸別収集方式を継続すること。
- (2) 燃やせるごみ・生ごみ・燃やせないごみの収集は現行の回数を継続し、資源物の収集については見直しを検討すること。
- (3) 粗大ごみは事前申込制などによる効率的な収集を検討すること。
- (4) 「収集ごみの個数制限」や「収集しないごみ」見直しについて検討すること。
- (5) 農村地区における戸別収集の実施などを検討すること。

- (1) 先進的に始めた恵庭市の戸別収集の取組は各家庭の分別意識の向上とごみの減量に寄与してきました。

ステーション方式への変更は、設置場所の問題に加え、不適正排出や不法投棄への対策など課題が多くあり、市民の利便性も損なわれることから戸別収集方式を継続することが妥当と考えます。

- (2) 現在燃やせるごみ及び生ごみは週2回、燃やせないごみは月1回の収集回数となっており、市民からは燃やせないごみの収集回数を増やすことの要望が寄せられていますが、ごみ焼却施設稼働に伴い燃やせないごみの排出量が減少することから収集回数の変更は不要であると考えます。

また、経費抑制の観点から燃やせるごみの収集回数を減らすことについて検討を行いましたが、燃やせるごみは排出量が増加すること、また、燃



やせるごみには衛生面で保管に課題があるおむつなどが含まれていることから、燃やせるごみ及び生ごみについては現行の収集回数を継続することが妥当と考えます。

資源物については、毎週収集への市民要望が寄せられておりますが、保管上のスペースの問題はあるものの市民が綺麗に洗っていることから、衛生面での問題はなく、経費抑制の観点から品目によっては2週に1回などとすることも可能であると考えます。

- (3) 粗大ごみは、前述のとおり市民が排出する際には燃やせる・燃やせないの区分をせず、収集時や収集後に分別して処理する必要があります。

このため、具体的には他市町村で多く採用されている事前申込制による収集体制を構築する必要があると考えます。

このことにより、粗大ごみの収集日には排出の有無に関わらず行っている全戸のごみボックス等の確認が不要となり、効率的な収集が可能になると考えます。

- (4) 現在一度に出せるごみの量はそれぞれ5袋程度と制限を設けておりますが、今後は引越だけでなく、遺品整理などによる家の片付けごみが多量に排出されるケースが増加するものと予想されます。

また、スプリング入りのマットレスなど、収集車両の問題から収集しないごみとして位置づけられている品目は、市民が自ら運搬することも困難である場合が多いという実態があります。

個数制限により、ごみが溜まってしまいう事による周辺環境への悪影響や、

不法投棄に発展する危険性も含まれていることから、ごみ焼却施設稼働を契機として、「収集ごみの個数制限」や「収集しないごみ」の見直しについて検討が必要であると考えます。

(5) 一部の農村地区の市民には、効率的なごみ収集のために遠くにある道路への集積や燃やせるごみ・生ごみの週1回収集に協力いただいております。

今後ますます進展する高齢化社会においては、足腰が弱る方や運搬手段がない方などが増える事も懸念されること、また、同一の手数料には同一の役務提供が原則であることから、戸別収集の実施やその他の対応策について検討が必要であると考えます。

### 3 ごみ処理手数料の料金体系については、次のことについて検討すること

- (1) 家庭ごみに係る処理手数料の算定方式については、受益者負担の原則などからこれまでどおりの方式とすること。
- (2) 算定に用いるごみ処理経費については、手数料が提供役務の対価であることを踏まえ、間接的経費を除くなど、適切に積算すること。
- (3) 料金体系については、ごみ袋で収集するごみについてはごみの種類ごとに、粗大ごみについては大きさや重さごとに設定するようそれぞれ見直すこと。
- (4) 家庭ごみの処理手数料の引き上げ幅を抑制するため、資源物の民間委託など、ごみ処理経費全体の抑制策について検討すること。
- (5) 剪定枝については、花のまちづくりの観点も踏まえ、これまでの無料回収モデル事業の検証を行った上で今後の取扱を決定すること。
- (6) 事業ごみに係る処理手数料の算定方式についても、原則これまでどおりの方式を採用すること。

- (1) 家庭ごみに係る処理手数料の算定方式については、ごみ処理経費の総額（収集運搬、処分に係る費用）とごみ排出量に応じ一定の負担率をもって算定する従来の考え方が、ごみを多く排出する人ほど負担増となる受益者負担の原則に基づいていることから、これまでどおり市民負担は1/3とすることが妥当であると考えます。

よって、ごみ焼却施設や第6期最終処分場の稼働による経費の上昇によって、処理手数料に影響することはやむを得ないものと考えますが、料金の決

定にあたっては、家庭ごみ有料化後の市民のごみ減量の努力も考慮することが必要であると考えます。

(2) 算定に用いるごみ処理経費については、従来はごみ袋の製造費などの間接的な経費も含まれていましたが、手数料が提供役務の対価であることを踏まえると、ごみ処理にかかる直接的な経費のみに限定し、排出者負担の軽減を図るべきであると考えます。

(3) 料金体系については、従来はごみ袋で排出される燃やせるごみ・生ごみ・燃やせないごみ全ての処理に係る総経費と総ごみ量から算出した同一の処理手数料を算定していましたが、ごみ焼却施設稼働に伴いそれぞれのごみ処理にかかる経費に大幅な差が生じることから、今後はごみの種類毎に処理手数料を算定する必要があると考えます。

粗大ごみについては、1個あたりのごみ処理手数料を算定していましたが、今後は大きさや重さ、さらにはその処理体系に応じた個別の手数を算定することが適正な手法であると考えます。

(4) 資源物は現在、排出者の手数料負担はありませんが、収集及び処理については経費が発生しております。

この経費は料金算定経費に算入されていませんが、資源物のうち「ビン・缶・ペットボトル」及び「紙類」について、回収から売払いまでを一括して民間に委託することにより、資源物にかかる処理経費を抑制することについても検討し、その経費減少分で農村戸別収集や粗大ごみの事前申込制などで新たに要する経費に充当するなど、家庭ごみの処理手数料の引き上

げ幅を抑制する必要があると考えます。

- (5) 現在モデル事業として実施している剪定枝無料回収事業は、市民ニーズを満たしつつ再資源化によるごみ埋立量を減量する施策として行われておりますが、焼却施設稼働後には焼却処理により埋立ごみを減量することができます。

しかし、花のまちづくりの観点から、再資源化の方策についても検討することが必要であると考えます。

- (6) 事業ごみに係る処理手数料の算定方式についても、家庭ごみと同様にごみ処理経費の総額とごみ排出量に応じ、事業系一般廃棄物は2/3を、産業廃棄物は3/3を排出事業者に負担してもらう従来の考え方が合理的であることから、これまでどおりの方式を採用することが妥当であると考えます。

しかし、事業系一般廃棄物についてはごみ減量化の取組が進んでいないことから、今後は事業者においてもごみの減量化が促進される方策の検討が必要であると考えます。